

「学校に着ていく服」のあり方検討に係る論点（修正版）

論点 1	「学校に着ていく服」の定義
項目	・「学校に着ていく服」の定義と目指すゴール ・目指すゴールに向けたロードマップ

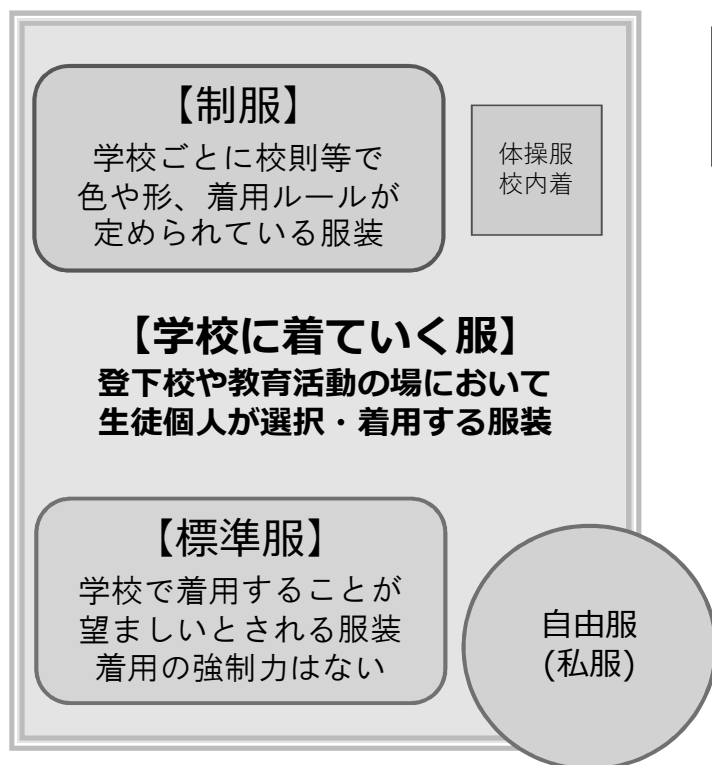
論点 2	「学校に着ていく服」の検討の必要性
項目	・ 子供の人権・多様性の尊重 児童の権利に関する条約、こども基本法、生徒指導提要（改訂版） ・ 制服に対するニーズへの対応 制服に関するアンケート調査の結果を踏まえて ・ 保護者の経済的負担軽減 通学用服等の学用品等の適切な取扱い 制服の販売価格低減につながる取組

論点 3	「学校に着ていく服」を検討するために必要な観点
項目	・ 自校の制服を取り巻く現状や課題等の把握 ・ 生徒及び教職員の人権・多様性への理解、心理的安全性の担保 ・ 生徒が自ら考え、広く意見を言える場や仕組み ・ 保護者・地域の参画 ・ 学校で新たな独自制服を検討する場合の留意事項（デザインや素材、機能性、制服メーカーの選定、移行期間など）

※市標準服の必要性を論点とするかについては、**論点 3**における議論を踏まえて判断

「学校に着ていく服」の定義と目指すゴール（案）

【定義・位置付け】



【目指すゴール（目的）】

「学校に着ていく服」による 心理的安全性の確保

- ①生徒や保護者が、多様な選択肢から「学校に着ていく服」を選択することができる。
- ②生徒が、学校におけるTPOに合わせた「学校に着ていく服」を選択することができる。
- ③「学校に着ていく服」を通して、生徒が人権・多様性を尊重することの重要性を理解することができる。

目指すゴールに向けたロードマップ（案）

- ・目指すゴールに向けて、各学校において「学校に着ていく服」のあり方を生徒主体で検討する。
- ・制服に対して悩みや不安を抱えている生徒への配慮だけではなく、全ての生徒の視点で検討する。
- ・各段階の進め方や次の段階への進行は、各学校が生徒や保護者等のコンセンサスを得て決定する。

	第1段階	第2段階	第3段階
生徒の姿	◆「学校に着ていく服」の定義を理解する。 ◆なぜ生徒主体で「学校に着ていく服」の検討が必要なのか、目的や背景を理解する。	◆各学校が定めたルール等に基づき「学校に着ていく服」を選択する。	◆TP0に合わせて、今日「学校に着ていく服」を自分で考え選択する。
学校（教職員）の対応	◆自校の制服を取り巻く現状や課題等を把握する。 ◆生徒が自ら考え、意見を言いやすい場や仕組みを整備する。 ◆「学校に着ていく服」の定義や検討に必要な観点を教職員が十分に理解した上で、生徒主体の検討を側面から支援する。	◆ルール等制定時の経緯や趣旨を学校全体で共有し、機会を捉えて生徒へ周知を図る。 ◆生徒の状況や実態に合わせ、定期的にルール等の見直しを生徒へ提案する。	◆「学校に着ていく服」を生徒同士で評価する仕組みや話し合いの場を設定し、継続的に生徒自身の気づきを促す。
市教委	◆学校・生徒・保護者等への（仮称）ガイドラインの周知、各学校の取組共有 ◆「学校に着ていく服」の選択肢を増やす取組の検討（市標準服の導入など） ◆学校施設への更衣室整備 など		

「学校に着ていく服」の検討の必要性

1 子供の人権・多様性の尊重

(1) 児童の権利に関する条約

- ・ 子供の基本的人権を国際的に保障するために定められたもの。
- ・ 日本は平成2年にこの条約に署名、平成6年に批准、効力が生じている。
- ・ 18歳未満の全ての者を権利の主体として位置付け、大人と同様にひとりの人間としても様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあつて保護や配慮が必要な子供ならではの権利も定めている。
- ・ 「差別の禁止」「子供の最善の利益」「生命、生存及び発達に関する権利」「子供の意見の尊重」の4つは、あらゆる子供の権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な原則とであるとされている。

(2) こども基本法（令和5年4月施行）

- ・ 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもや若者が将来にわたって自分らしく幸せな生活ができる社会を実現するために定められた法律。
- ・ 6つの基本理念に基づき、国や地方自治体がこどもや若者の意見を聞きながら「こども施策（こどもや若者に関する取組）」を実施する。

《6つの基本理念》※こども家庭庁パンフレットより

- すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

(3) 生徒指導提要（改訂版）

ア 児童生徒の権利の理解

- ・ 生徒指導を実施する上で、児童の権利に関する条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠である。
- ・ 安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本中の基本であり、児童の権利に関する条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須だと言える。
- ・ こども基本法の目的、基本理念等について、児童の権利に関する条約とともに理解しておくことが求められる。

イ 校則の運用・見直し

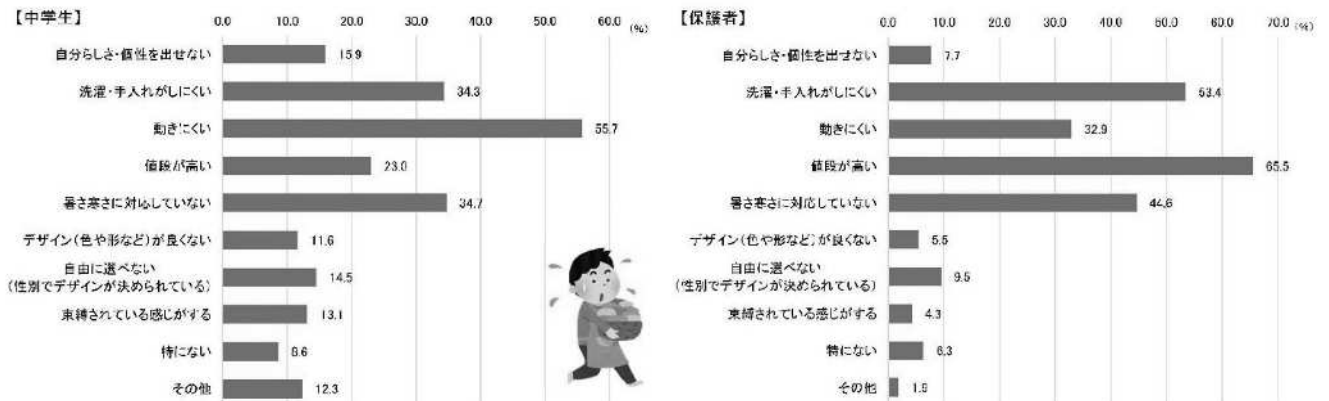
- ・ 校則の制定にあたっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮することもある必要である。
- ・ 校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要である。

2 制服に対するニーズへの対応

(1) 制服に関するアンケート調査

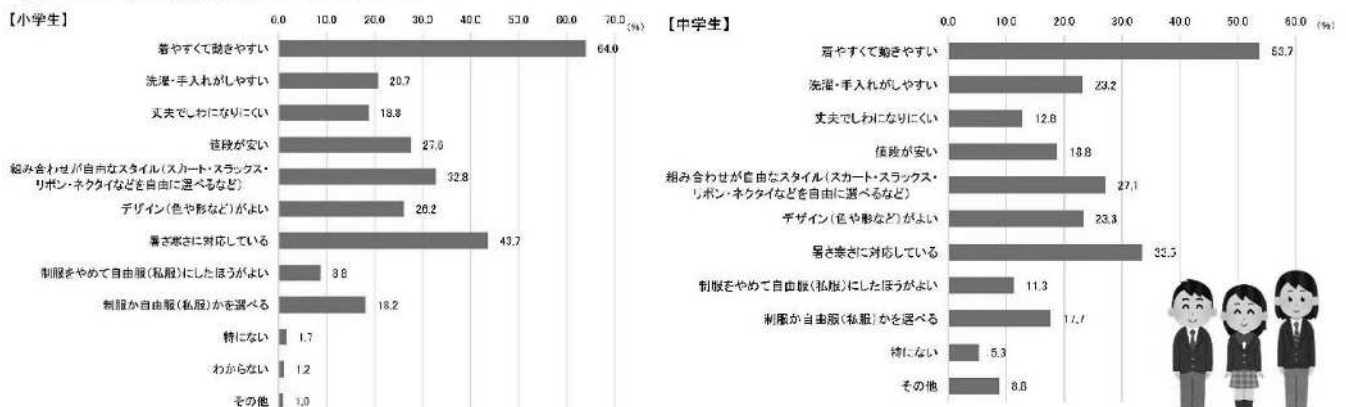
(調査期間: 令和5年9月~10月、対象: 市立の小学校4~6年生及び中学生、保護者)

問: あなたが思う「制服の悪い点」について(3つまで選択可)



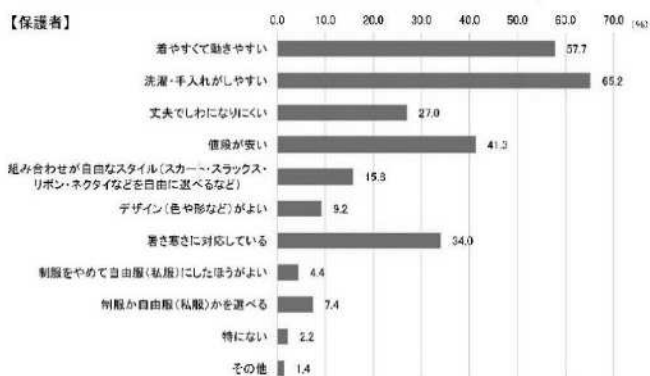
- ・中学生は「動きにくい」が最も多く、次いで「暑さ寒さに対応していない」となっています。また「その他」が12.3%となっていますが、選択肢を3つまでに絞れない人が、「その他」で選択肢を複数記載しているためです。
- ・保護者は「値段が高い」が最も多く、次いで「洗濯・手入れがしにくい」となっています。

問: どんな制服を着たいと思うか



- ・小学生と中学生ともに、「着やすく動きやすい」が最も多く、次いで「暑さ寒さに対応している」となっています。中学生の「その他」が8.8%となっていますが、選択肢を3つまでに絞れない人が、「その他」で選択肢を複数記載しているためです。

問: 子供にどんな制服を着させたいと思うか



- ・保護者では、「洗濯・手入れがしやすい」が最も多く、次いで「着やすく動きやすい」となっています。また、「値段が安い」が4割を超えています。

問: 制服について思うこと、困っていること、考えていること《自由意見》

【意見数】

小学生: 3,357 件
中学生: 3,595 件
保護者: 6,028 件

- ・調査結果から、現行の制服に対して何かしらの不満や不安を抱えている子供や保護者が多数いることが判明。
- ・子供と保護者ともに、機能性や実用性、価格面を改善してほしいというニーズが高い。

3 保護者の経済的負担軽減

(1) 通学用服等の学用品等の適切な取扱い（平成 30 年 3 月 19 日付文部科学省通知）

- ・ 学校及び教育委員会は、通学用服等の学用品等の購入について、保護者等の経済的負担が過重なものにならないよう留意すること。
- ・ 教育委員会は、保護者等ができる限り安価で良質な学用品等を購入できるよう、所管の学校における取組を促すとともに、各学校における取組内容の把握に努めること。
- ・ 学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましいこと。

(2) 制服の販売価格低減につながる取組（公正取引委員会）

ア 公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書（平成 29 年 11 月 29 日付）

- ・ 制服メーカー間や販売店間の競争を促すことは、安価で良質な制服が提供される可能性を高めることとなるため、コンペ等の方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと。
- ・ 指定販売店を増やすことは、制服の購入窓口の増加を通じて、より好ましい取引環境を作り出すこととなるため、参入希望を受け入れるなどにより指定販売店を増やすこと。
- ・ 制服の販売価格への関与する場合には、
 - コンペ等において制服メーカーに求める提示価格を卸売価格にすること。
 - コンペの参加要件の基準として、既存の制服又は他の学校の制服の販売価格と同程度以下の想定販売額を提示できることを定めること。
 - コンペにおいて、新制服の販売価格を既存の制服の販売価格以下の価格にするよう要望すること。

イ 学校制服の取引実態に関する事後検証報告書（令和 5 年 10 月 23 日付）

- ・ 制服メーカー間及び販売店等の競争が有効に機能するよう、平成 29 年報告書の提言事項の実施を引き続き進めていくことが有効。
- ・ 販売店による価格カルテルを誘発しないため、指定販売店への依頼等が販売価格についての情報交換の契機とならないようにすることが重要。
- ・ 学校制服以外の学用品についても、販売店やメーカーを指定する慣行がある場合は、同様の取組によって価格低下が期待できる。